

～守ろう、自転車安全利用5則～

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外的に歩道が通行できるのは、

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども
- 70歳以上の高齢者
- 体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合など

(小学生・高齢者は歩道通行ができます。)

2 車道は左側を通行



自転車は「車両のなかま」です。

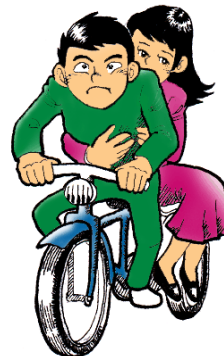
3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道は歩行者優先、歩行者の安全が第一、歩行者の妨げになるときは、一時停止しましょう。

4 安全ルールを守る

●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



●夜間はライトを点灯

自転車の側面に反射材をつけましょう。

●交差点での信号遵守と

一時停止・安全確認

交差道路では、車両の有無と右左折の動きを確認しましょう。

5 子どもはヘルメットを着用

☆保護者の皆様へ

幼児や児童が自転車を運転するとき、または、幼児を自転車に同乗させるときには、ヘルメットをかぶらせてください。



自転車安全利用

5 則

☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。